

協福岡支部発第 2101●●-●●号
令和3年1月●●日

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 様

全国健康保険協会福岡支部
支部長 片平 祐志

都道府県単位保険料率の変更に係る意見について (案)

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第7項の規定に基づき、下記のとおり意見の申出を行います。

記

評議会意見を踏まえた当職の意見は、次のとおりです。

令和3年度保険料率について、平均保険料率10.00%、インセンティブ制度による加減算（福岡支部は0.011%の減算）を前提に計算した福岡支部保険料率は10.22%（対前年度比で0.1ポイントの引き下げ）となり、当該保険料率の変更についてはやむを得ないものと考えます。

福岡支部評議会においては、協会けんぽの財政が引き続き赤字構造であることに加え、新型コロナ感染拡大が今後の健康保険財政へ与える影響も不透明である現状を鑑みれば、国民皆保険制度を支える被用者保険のセーフティネットとして安定的な財政運営を行っていくため、平均保険料率10.00%を維持した上で、将来に向けた医療費適正化等についてしっかりと議論し、実効性のある施策を打っていくことが重要であるとの意見が多数を占めました。

また一方で、足元では、新型コロナによる経済情勢の悪化により多くの事業者等が厳しい状況に置かれている中、医療においては、新型コロナを除く様々

な感染症等の減少やコンビニ受診の減少など、新型コロナの影響により一定の医療費適正化が図られている側面もあると考えられ、こうした状況を踏まえれば、国民皆保険制度を安定的に維持していく観点から、事業者等の負担を軽減するため準備金を減らしてでも平均保険料率を引き下げるべきとの意見も出されています。

協会けんぽの財政構造に大きな変化がない中では、今後も高齢化の進展により増大が見込まれる高齢者医療に対する支援金等のもとより、高額医薬品等の薬価収載の増加、被保険者数の伸びの急激な鈍化や保険料の納付猶予による保険料収入の減少等を考慮すれば、公的医療保険制度を安定的に運営する上で保険料率の引き下げには慎重な判断が求められるところであり、これらの状況を勘案すれば、引き続き平均保険料率 10%の維持はやむを得ないものと考えます。

また、当支部としては、令和 3 年度の支部保険料率について、前年度比で引き下げとなるものの、全国平均よりも高い状況にあることから、支部保険者機能強化予算を最大限に活用して医療費適正化対策を積極的に推進していく所存です。本部においては、加入者にとってメリットが感じられる準備金の有効活用等について引き続き議論を進めていただくとともに、国民皆保険制度を安定的に維持していく観点から、国庫補助率の上限 20.0%への引き上げについて国へ強く働きかけていただくことを要望します。

令和3年度保険料率に関する評議会での意見（福岡支部）

令和2年10月30日に開催した評議会での議論を踏まえ、次の意見について報告します。

【学識経験者】

- コロナによる経済情勢の悪化を踏まえ、保険料負担の軽減等に関する要請があることは理解できるが、一定の準備金の確保については、今後も予期せぬ大きな感染症が蔓延する可能性があるため、一時的な支出の増大に耐えうる備えは必要であり、また、国民皆保険制度を支える被用者保険のセーフティネットとして安定的かつ継続的に財政の運営をしていくうえで必要なものである。
- 来年度について10%維持はやむを得ないが、コロナの影響は様々な分野において非常に大きくなっており、医療においてはコロナを除く様々な感染症等の激減とともにコンビニ受診や高齢者の社会的入院が激減している。今後、後期高齢者の一部負担金に関する議論の状況や、地域医療構想の議論の状況、特に公立・公的病院における病床の機能転換、統廃合等の状況によっては、後期高齢者支援金の見通しも変わってくる可能性があり、様々な面において転換が迫られている。
- 現状を鑑みれば保険料率10%維持は理解できるが、一般の加入者等からすれば、黒字が続き、3.4兆円の準備金が積み上げられているのに料率が維持されることについては、なかなか理解が得にくいと思われる。法定準備金の上限が設定されればわかりやすいと思われる。

【事業主代表】

- 準備金が4.3か月分積みあがっているが、企業側からすれば最低限必要な資金である。今後、企業の倒産等が増えてくることも予想されるが、今回のコロナによる影響については、1、2年は状況を見ていくべきであり、また、これまでにない特別な事象であるため、目先の問題である来年度の保険料率に反映させるのではなく、国による援助施策がもっと打ち出されることが必要である。
- コロナによる経済の状況を鑑みれば、平均保険料率10%維持も致し方ないと思われる。急激な料率の引き上げにならぬよう準備金を取り崩しながらでも維持してほしい。

- コロナによって、協会として保険料収入の減少が見込まれ、また、加入者個人の行動パターンの変容(受診控え)による医療費に対する影響もあったが今後の動向は不透明である。準備金については、本当に貴重な財源であるため、今後の医療費上昇の抑制につながるような施策に活用すべきであり、そのための様々な議論が必要である。

【被保険者代表】

- 協会けんぽの赤字構造が改善されない中、コロナによる経済情勢の悪化により、今後倒産等が増えてくる可能性もあり、協会けんぽにとって収入減につながる。こうした状況を鑑みれば、保険料率 10%維持というのは妥当であると考え。とはいえ、こうした状況下でも準備金は積みあがっているため、将来に向けての医療費適正化等について積極的に議論し、準備金の活用を含めて施策を打っていくことが重要である。
- 原点に立ち返れば、守るべきは国民皆保険であり、適正な医療を適正に提供することである。ここ数年の議論では、大きな感染症が起きた時に備えて準備金は必要であるということであったが、今回は逆に保険給付費が減少している。コロナの影響で、ある意味、コンビニ受診の減少等適正な受診につながっている面もあると考えられるが、こうした状況を踏まえれば、国民皆保険を守るという意味では、厳しい状況にある事業者等を守るという観点から、準備金を減らしてでも保険料率を引き下げるべきだと考える。
- 新型コロナの影響等を鑑みれば、今後の動向も不透明であり、保険料率10%維持は致し方ないが、収支見込みの試算については、リーマンショック時の実績のみではなく、その他の要素も踏まえて実施すべきではないか。